Q1　信用金庫年金に繰上げ、繰下げ制度はありますか。

A1 信用金庫年金の年金のうち、国の年金を代行している、基本年金（代行部分）については繰り上げまたは、繰り下げて受給することができます。

繰上げ制度について

・65歳から受ける老齢基礎年金と老齢厚生年金（報酬比例部分）、信用金庫年金の基本年金（代行部分）は、60歳から65歳未満の間で繰り上げて受けられます。

・繰上げ1ヵ月につき0.4%（S37.3.31以前生まれの方は0.5%）本来の年金額よりも減額された年金額を生涯受けることになります（基本年金（付加部分）、加算年金は繰上げ受給できません）。

繰上げ請求するにあたっての留意点

・特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢より前に繰上げ請求する場合は、老齢基礎年金、老齢厚生年金、信用金庫年金の基本年金（代行部分）を同時に繰上げ請求する必要があります。

・お勤めされていると在職老齢年金の支給調整の対象となり、繰り上げた年金の一部または全部が支給停止されることがあります。

・雇用保険の基本手当（失業給付）を受けると年金は全額支給停止されます。

・事後重症などによる障害年金を請求することができなくなります。

信用金庫年金への手続き

・繰上げ受給を希望する場合は年金部（03-5159-7510）までご連絡ください。

6.年金の繰上げ・繰下げについて

繰下げ制度について

・65歳から受ける老齢厚生年金と信用金庫年金の基本年金のうち代行部分は65歳から受け取らずに66歳以降 75歳までの間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。
・繰り下げた期間に応じて年金が上乗せ（繰下げ1ヵ月につき0.7%本来の年金額よりも増額）されます。
・繰下げ期間中は老齢厚生年金と基本年金（代行部分）の支給は停止されます。
・信用金庫年金の基本年金（付加部分）及び加算年金は繰下げ制度がありません。そのため、繰下げ期間中も引き続き支給されます。

繰下げ請求するにあたっての留意点

・信用金庫年金は老齢厚生年金を代行しているため、老齢厚生年金を繰り下げる場合は信用金庫年金の基本年金（代行部分）も繰り下げる必要があります。
・老齢基礎年金のみ繰下げ希望の場合は信用金庫年金の基本年金（代行部分）は繰下げにはなりません。
・在職年金のしくみにより、年金が全額支給停止になる場合は、繰り下げ増額分はありません。
・国から支給される加給年金額や振替加算額は増額の対象にならず、繰下げ待期期間中は、加給年金や振替加算を受け取ることができません。

信用金庫年金への手続き

65歳到達月の中旬に信用金庫年金より繰下げの意思確認のための書面を送付していますので、
老齢厚生年金を繰下げる方は必ず手続きを行ってください。
ただし、信用金庫に在職中の方（加入員）は事業所を通して手続きを行います。

Q2 65歳時点で老齢厚生年金の支給繰下げ申出書を提出しました。66歳になりましたが、年金は繰下げをせずに65歳時点にさかのぼって請求することはできますか。

A2 繰下げをせずに、65歳にさかのぼって請求することは可能です。
国と信用金庫年金の両方へ手続きが必要となりますので、年金事務所でお手続きを進めるのと同時に信用金庫年金にも繰下げを取りやめたい旨を年金部（03-5159-7510）宛にご連絡ください。
信用金庫年金からは「繰下げ撤回申出書」を送付します。

なお、65歳にさかのぼった年金の支給は国から情報が信用金庫年金に提供されてからとなるため、初回の支払いまでお時間をいただきます。